#### 新潟市実証実験プロジェクト事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、多様な分野における社会的課題解決、市民生活の質の向上により、都市の活性化に資することを目的とし、新型 ICT 等を活用した実証事業を行う者に対して、予算の定めるところにより、新潟市実証実験プロジェクト事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、新潟市補助金等交付規則(平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるものによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 新型 ICT IoT, ビッグデータ, AI, ロボット, VR・AR 等の情報・通信に関する新しい技術の総称。
- (2) 実証事業 実証実験及び実証プロジェクトを総称したもの。
- (3) 実証実験 本市域内において新型 ICT 等を活用し、実用化に向けて検証を行うこと。
- (4) 実証プロジェクト 社会的な課題の解決,市民生活の質の向上に資するものであり, 本市域内において新型 ICT 等を活用し,実用化に向けて検証を行うこと。

(補助金の補助対象経費等)

第3条 補助金の補助対象経費,交付要件,額及び限度額は,別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする者は、別記様式第1号による補助金交付申請書に別表 第3に掲げる提出書類その他市長が必要と認める書類を添付して、同表に定める申請期限内 に市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、補助対象事業の内容により必要がないと認める場合は、前項に定める書類の全部 又は一部を省略させることができる。
- 3 第1項に規定する申請を行うに当たり、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相 当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額と して控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に よる地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額(以下「消費税 仕入控除税額」という。)を、交付申請額から減じて交付申請をしなければならない。ただし、 当該申請をする時において消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りで ない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、必要

があると認めるときは、学識経験を有する者等から意見を聴いた上で、予算の範囲内において補助金の交付決定を行い、別記様式第2号による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の交付決定を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 補助対象事業を変更し、中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業の実績は、事業完了後30日以内又は補助金の交付決定に係る年度の2 月末日のいずれか早い日までに報告をすること。
- (3) 事業に係る経理は、他の経理と区別して行うとともに、収入及び支出を明らかにした 帳簿並びに証拠書類を補助対象事業が完了した日の属する市の会計年度の終了後5年間保存 すること。
- (4) 補助対象事業により取得し、又は効用が増加した資産は、当該補助対象事業の完了後も台帳を設け、保管状況を明らかにするとともに、処分(補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。)してはならないこと。ただし、補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、あらかじめ市長の承認を受けたとき又は当該補助対象事業が完了した日の属する市の会計年度の初日から起算して、当該資産の耐用年数を経過した日のいずれか早い日を経過したときはその限りでない。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならないこと。

#### (補助対象事業の変更)

- 第6条 補助事業者は、補助対象事業を変更し、中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ別 記様式第3号による補助対象事業変更承認申請書にその他市長が必要と認める書類を添付し て、市長に提出しなければならない。ただし、その変更の内容が補助対象経費における経費 の変更で、その経費が費目または総額において変更前の10パーセント以内の減額である場 合は、この限りでない。
- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めると きは、別記様式第4号による補助対象事業変更承認通知書により補助事業者に通知するもの とする。

#### (補助対象事業の実績報告)

- 第7条 補助事業者は、別記様式第5号による補助金交付変更申請兼実績報告書に別表第3に 掲げる提出書類その他市長が必要と認める書類を添付して、同表に定める報告期間内に市長 に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する実績報告を行うに当たり、補助対象事業に係る補助対象経費のうち、消費 税仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければなら ない。この場合において、当該実績報告時に当該消費税仕入控除税額が確定していないとき

- は、当該消費税仕入控除税額の確定後、速やかに、別記様式第6号による消費税仕入控除税額の確定に伴う報告書にその他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による報告書の提出があった場合は、これを審査し、消費税仕入控除 税額に係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、別記様式第 7号による補助金返還命令書により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(成果の公表)

第8条 市長は、補助事業の成果について公表できるものとし、必要があると認めるときは、 補助事業者に発表させることができる。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は,第7条第1項の規定による報告書の提出があった場合は,これを審査し,必要があると認めるときは,現地調査等を行い,交付すべき補助金の額を確定し,別記様式第8号による補助金交付決定変更兼確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

- 第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を 取消し、補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させる ことができる。
  - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
  - (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。
  - (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - (4) 所在自治体の税の納付を怠ったとき。
  - (5) その他条例、規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定による交付決定の取消しをしたときは、別記様式第9号による補助金 交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。この場合において、当該取消 しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、別記様式第7 号による補助金返還命令書により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

- 第11条 補助対象事業により取得し、又は効用が増加した資産を処分しようとするときは、 あらかじめ別記様式第10号による財産処分承認申請書にその他市長が必要と認める書類を 添付して、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めると きは、別記様式第11号による財産処分承認通知書により補助事業者に通知するものとする。 (報告又は調査)
- 第12条 市長は、補助金の交付に関し必要があるときは、補助事業者に対し、報告を求め、 又は当該職員をして調査させることができる。

(国県等の補助制度との重複)

第13条 国、県その他の地方公共団体又は産業支援機関の制度により補助金等が充当される場合の補助対象経費は、当該補助金等を差し引いた額とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第5条の 規定による補助金の交付決定を受けた者に対するこの要綱の規定の適用については、この要 綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表第1 (第3条関係)

種類	補助対	交付要件	額及び限度額	補助金交付期間
	象経費			
実証	事業の実施	(1) 本市域内におい	補助対象経費の2分の1	第5条における交
実験	に直接要す	て行うこと。	以内の額(その額に千円	付決定の属する年
補助	る別表第2		未満の端数があるときは	度の2月末日まで
金	に掲げる経		これを切り捨てた額)と	を限度とする。
	費		し、50万円を限度とす	
			る。	
実証		(1) 本市域内におい	補助対象経費の2分の1	第5条における交
プロ		て行うこと。	以内の額(その額に千円	付決定の属する年
ジェ		(2) 社会的な課題の	未満の端数があるときは	度の翌年度の2月
クト		解決, 市民生活の質	これを切り捨てた額)と	末日までを限度と
補助		の向上に資する事業	し,総額1,000万円	する。
金		であること。	を限度とする。但し,年	
		(3) 本市に事業所を	度をまたぎ補助金の交付	
		置く法人とコンソー	を受ける場合は,この総	
		シアムを構成するこ	額を超えない範囲とす	
		と。	る。	

# 別表第2(第3条関係)

補助対象経費区分	内 容
報償費	外部専門家等に対する謝礼金や事業協力等に対する謝礼として支払わ
	れる経費。
原材料費	事業の実施に必要な加工用資材にかかる経費。
消耗品費	事業の実施に必要な物品であって備品費(取得価格が3万円(消費税
	込)以上かつ耐用年数が1年以上のもの)に属さないもの(当該事業
	のみで使用されるものに限る)の購入等に要する経費。ただし、当該
	事業のみ使用されるものに限る。
通信運搬費	本事業の遂行に必要な郵便代,通信費,運送料として支払われる経費。
機械器具借上料	事業の実施に必要な機器、器具等のリース・レンタルに要する経費。
	ただし、当該事業のみ使用されるものに限る。
その他付帯経費	事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さな
	いもの。原則として、当該事業のために使用されることが特定・確認
	できるもの。
備品費	事業を行うために必要な物品(開発用設備等の購入にかかる経費は除
	く)の購入(取得価格が3万円(消費税込)以上かつ1年以上継続し
	て使用できるもの),ただし、当該事業のみ使用される機能に限る。
外部委託費	補助事業者が直接実施することができないものまたは適当でないもの
	について,他の事業者に行わせるために必要な経費(委任契約)。ただ
	し、上記補助対象経費区分に該当するものに限る。

別表第3(第4条,第7条関係)

	7	交付申請	5	<b></b> 実績報告
	申請期限	提出書類	報告期間	提出書類
実証	市長が別に定	(1) 事業計画書	事業完了後30	(1) 事業実績報告書
実験補	める期間内。	(2)法人の場合は登	日以内又は補助	(2) 収支決算書
助金	但し,事業の	記事項証明書, 個人	金の交付決定に	(3) 事業にかかった費
	着手前である	の場合は住民票	係る年度の2月	用の明細書及び価額
	こと。	(3) 収支予算書	末日のいずれか	を明らかにする書類
		(4)その他市長が必	早い日まで	(4) その他市長が必要
		要と認める書類		と認める書類
実証プ	市長が別に定	(1) 事業計画書	事業完了後30	(1) 事業実績報告書
ロジェ	める期間内。	(2)法人の登記事項	日以内又は補助	(2) 収支決算書
クト補	但し,事業の	証明書	金の交付決定に	(3) 事業にかかった費
助金	着手前である	(3) 収支予算書	係る年度の2月	用の明細書及び価額
	こと。	(4) 直近の決算書	末日のいずれか	を明らかにする書類
		(5)その他市長が必	早い日まで	(4) その他市長が必要
		要と認める書類		と認める書類

(宛先) 新潟市長

住 所 申請者 名 称 代表者名

印

## 補助金交付申請書

新潟市実証実験プロジェクト事業補助金交付要綱第4条の規定に基づく補助金の交付 を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 補助対象事業の名称 新潟市実証実験プロジェクト事業補助金
- 2 補助対象事業の目的 別紙.事業計画書のとおり
- 3 補助対象事業の内容 別紙.事業計画書のとおり
- 4 補助対象経費 別紙.事業計画書のとおり
- 5 交付申請額 別紙.事業計画書のとおり
- 6 補助対象事業の期間 別紙.事業計画書のとおり

様

新潟市長 (担当 )

#### 補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市実証実験プロジェクト事業補助金交付要綱第4条の規定による交付申請については、同要綱第5条の規定により、下記のとおり交付の決定をしたので通知します。

補助対象事業の名称					
交付決定年月日 交付決定番号	年	月	日	第	号
交 付 決 定 額					
交 付 条 件					

(宛先) 新潟市長

 住
 所

 申請者
 名
 称

 代表者名
 印

### 補助対象事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった新潟市実証実験プロジェクト事業補助金の内容を変更したいので、新潟市実証実験プロジェクト事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

交付決定年月日 交付決定番号		年	月	日	第	뭉
変更予定年月日		年	月	日		
変更事項	変更前			変更後	2	
変更理由						

様

新潟市長 (担当 )

#### 補助対象事業変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市実証実験プロジェクト事業補助金交付要綱第6条第1項の規定による変更承認申請については、同要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり変更の承認をしたので通知します。

交付決定年月日 交付決定番号		年	月	日	第	号
変更予定年月日		年	月	日		
変更事項	変更前			変更後	<b>交</b>	
変 更 条 件						

印

(宛先) 新潟市長

 住
 所

 報告者
 名
 称

 代表者名

補助金交付変更申請 兼 実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった新潟市実証実験プロジェクト事業を完了したので新潟市実証実験プロジェクト事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

- 1 補助対象事業の名称 新潟市実証実験プロジェクト事業補助金
- 2 補助対象事業の目的
- 3 補助対象事業の内容 別紙. 実績報告書のとおり
- 4 補助対象事業の支出明細 別紙. 実績報告書のとおり
- 5 補助対象事業の完了日 別紙. 実績報告書のとおり
- 6 交付申請額 別紙. 実績報告書のとおり

(宛先) 新潟市長

 住
 所

 報告者
 名
 称

 代表者名
 印

### 消費税仕入控除税額の確定に伴う報告書

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった新潟市実証実験プロジェクト事業に対する新潟市実証実験プロジェクト事業補助金について、新潟市実証実験プロジェクト事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて消費税仕入控除税額を報告します。

補助対象事業の名称					
交付決定年月日 交付決定番号	年	月	日	第	号
補助金確定通知書による確定額					
確定通知時における 消費税仕入控除税額 (A)					
消費税仕入控除税額 の確定後の額 (B)					
補助金返還相当額 (B-A)					

様

新潟市長 (担当 )

#### 補助金返還命令書

年 月 日付けで金額の確定した新潟市実証実験プロジェクト事業に対する新潟市実証実験プロジェクト事業補助金について、新潟市実証実験プロジェクト事業補助金交付要綱第7条第3項又は第10条第2項の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

補助対象事業の名称					
交付決定年月日 交付決定番号	年	月	日	第	号
返 還 額					
返還期限					
返還理由					

様

新潟市長 (担当 )

#### 補助金交付決定変更 兼 確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった新潟市実証実験プロジェクト事業に対する新潟市実証実験プロジェクト事業補助金について、新潟市実証実験プロジェクト事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり額の確定をしたので通知します。

補助対象事業の名称					
交付決定年月日 交付決定番号	年	月	日	第	号
交 付 決 定 額					
確 定 額					

様

新潟市長 (担当 )

#### 補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった新潟市実証実験プロジェクト事業に対する新潟市実証実験プロジェクト事業補助金について、新潟市実証実験プロジェクト事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり交付決定の取消しをしたので通知します。

補助対象事業の名称					
交付決定年月日 交付決定番号	年	月	日	第	号
交 付 決 定 額					
交付決定取消額					
取 消 理 由					

(宛先) 新潟市長

 住
 所

 申請者
 名
 称

 代表者名
 印

### 財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった新潟市実証実験プロジェクト事業の財産を処分したいので、新潟市実証実験プロジェクト事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

交付決定年月日 交付決定番号	年	月	日	第	号
処分予定年月日	年	月	日		
処 分 事 項					
処 分 理 由					

様

新潟市長 (担当 )

#### 財産処分承認通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市実証実験プロジェクト事業補助金交付要綱第11条第1項の規定による財産処分承認申請については、同要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり処分の承認をしたので通知します。

交付決定年月日 交付決定番号	年	月	日	第	뮷
処分予定年月日	年	月	日		
処 分 事 項					
処 分 条 件					